

令和4年度 第3回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年6月13日(月)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
19番 鈴木政信君	18番 内田元和君
21番 小林武治君	20番 土屋直人君
23番 勝亦康雄君	22番 大庭省一君
25番 渡辺義文君	24番 勝又保明君
27番 杉山光利君	26番 勝又光明君
	28番 石田澄夫君
	30番 杉山泰芳君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

17番 田代速夫君	29番 滝口恵治君
-----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第11号 令和3年度の活動の点検・評価の決定について
議案第12号 令和4年度最適化活動の目標等の決定について
議案第13号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の決定について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 石田 萌乃

会議の概要

- 事務局長 　ただ今から令和4年度第3回御殿場市農業委員会総会定例会を開会いたします。
- 会長 　　--会長挨拶--
- 事務局長 　ありがとうございます。
本日の出席の報告ですが、農業委員11名全員、農地利用最適化推進委員20名中18名の出席をいただいておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として、進行します。
会長お願いいたします。
- 会長 　　これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長 　　日程3 議事録署名人の指名ですが、7番 長田守正委員、8番 坂本登志雄委員よろしくお願ひします。
- 会長 　　日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 　　日程5 農地法に関する報告事項に入ります
報第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 　　議案書の1ページをお願いします。
報第5号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年6月13日報告。今月の4条の届出は2件です。

（番号1～2について内容の読み上げ）
以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 　　ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）
- 会長 　　報告事項でございますので、ご了承お願いします。
- 会長 　　続きまして、報第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第6号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年6月13日報告。今月の5条の届け出は4件です。

(番号1～4について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第8号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 966㎡

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和4年6月5日です。申請人双方共も現地で確認させていただきました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。

効率的利用につきましては、取得する農地は自宅から5.6kmほどで、車で約20分弱の場所でございます。農作業従事者は本人夫婦で、35年の農業経験があります。農機具につきましては、田植機、トラクター、軽トラック、草刈り機を所有しています。現在所有する農地は水田と畑耕作が主ですが、新たに取得する農地については、お茶畑として管理されていますので、継続してお茶畑として利用することです。以上のことから

新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。なお、譲渡人からお茶刈機1台を無償で譲り受けたとの事です。

耕作管理計画につきましては、お茶を栽培する予定とのことです。

面積につきましては、現在の所有農地は4,153.59㎡で、今回所有する面積を合わせると5,119.59㎡となりますので、問題はありません。

転貸しについては、ございません。

地域との調和でございますが、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。以上でございます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第11号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されましたので委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。今月の5条許可申請は5件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 286㎡

転用内容は、使用貸借による分家住宅1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,630㎡

転用内容は、一時転用による職員宿舎・現場事務所の建設、駐車場23台の設置です。送電線の増強工事のため、令和9年6月12日までの5年間の一時転用となります。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑・田 640㎡

転用内容は、売買による資材置場、駐車場8台の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地

に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 299 m²

転用内容は、使用貸借による分家住宅1棟の建設です。

農地の区分はいずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号5（議案書の内容読み上げ）田 350 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅1棟の建築、駐車場の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番及び2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

番号1について説明いたします。

調査日は令和4年6月6日です。調査場所は現地で行いました。

申請につきましては、譲受人は譲渡人の孫であり、申請人双方ともに申請行為については、本人が申請したものであり、間違いありません。

転用理由につきましては、譲受人は現在妻と共同住宅に住んでいますが、自分の家を持ちたく実家に相談し、譲渡人所有の土地に居宅を建てる計画を立て、今般の申請になったもので、やむを得ないと判断します。

資金につきましては、土地整備費および家屋建築費は4,400万円で、金融機関からの借入で対応するとの事です。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとの事です。

他法令につきましては、都市計画法における事前協議が済んでおり、許可見込みとの回答を得ております。

転用面積は、286 m²で適正であると考えます。

周辺への影響については、居宅新築であり、周辺農地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は責任を持って対処するとの事です。以上でございます。

24番委員

番号2について、説明いたします。

調査日は令和4年6月6日及び7日です。調査場所は譲受人とは6月6日現地で行いました。また譲渡人につきましては、令和4年6月7日自宅で行いました。

申請につきましては、申請人双方ともに、本人が申請したものであり、内容に相違ありません。

転用理由ですが、譲受人は電気工事業を営み、送電等の電気設備に関する工事を行っており、本店を東京都内に置く事業所です。この事業所が電力広域的運営推進機関において策定された「東京中部関連系設備に係る広域系統整備計画」に基づき、送電線の増強工事を行うこととなりました。これに伴い現場で職員宿舎・事務所の設営をすべく、

今般の申請となっております。この事業はインフラ整備事業であり、工事においては、現場の宿舎・事務所が不可欠でやむを得ないと判断しております。

資金につきましては、土地整備費及び宿舎・事務所建設費が 2,100 万円で、自己資金で対応するとの事です。

他の権利者の同意につきましては、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとの事です。

他法令についてですが、都市計画法の許可については、市の都市計画課と協議が済んでいるとの事です。

転用面積につきましては、当該地に 2 階建ての宿舎・事務所及び駐車場を建設する予定ですが、その建物の 1 階は事務所・食堂等で、2 階は 15 人が利用出来る宿舎を設けるほか、駐車場 23 台が駐車出来る施設を計画しています。これらの施設から考えると、今般の転用面積 1,630 m²は適正であると考えます。

周辺への影響につきましては、転用により付近への被害はないと思われませんが、被害が発生した場合は責任をもって対処するとの事です。

今回の工事期間は 5 年間であり、今般転用後に設置予定の宿舎・事務所および駐車場等々は、令和 9 年 6 月 12 日までに撤去し、土地を起こし農地へ現況回復する一時転用の計画となっております。以上でございます。

会長

続きまして、整理番号 3 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

4 番委員

調査日は令和 4 年 6 月 5 日です。申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、譲受人は不動産業を営んでおりますが、駐車場・資材置き場がなく苦慮していたため、この度譲渡人と譲渡の話が決まり譲り受けるものです。

資金につきましては、土地購入費、土地整備費が合計 100 万円で、自己資金で対応することです。100 万円という金額が安いのではないかとと思われるかもしれませんが、土地の整備費につきましては、譲渡人の会社で土地の整備をし、必要資材については購入する形で対応することです。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はございません。

転用時期については、現在水稲を作付けしているため、秋の稲刈り終了後に着工したいとのことです。

他法令について該当はありません。

転用面積は 640 m²で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、資材置場、駐車場等の関係で薬剤等を使用したり、排水したりする施設はありません。周辺農地への影響はないと考えております。万が一被害が発生した場合は、責任をもって対処することです。なお、資材置場、駐車場が完成した後は、車両の出入りでタイヤに土が付着すること等により隣接する市道に土が入らないよう、現地において注意喚起を行いました。以上でございます。

会長

続きまして、整理番号 4 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和4年6月5日です。申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請の内容ですが、譲渡人と譲受人は実の親子であり、申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由としまして、譲受人は現在西田中の借家に住んでいますが、自分の家を建築したく実家の家族と相談し、隣接地の譲渡人所有の土地に住宅を建てる計画としたことから、本申請に至りました。

資金については、整地費、家屋建築費が合計3,400万円で自己資金及び金融機関からの借入れで対応するとの事です。

他の権利者の設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとの事であります。

他法令につきましても調整済で、現時点では、都市計画法第34条第14号農家等の分家住宅の立地基準を満たしていると考えます。

転用面積は299㎡で事業目的から考えて、適正であると考えます。

周辺への影響ですが、特にないと判断いたします。もし何か発生した場合は、責任を持って対処するとの事です。以上でございます。

会長

続きまして、整理番号5番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

31番委員

調査日は令和4年6月3日に行いました。申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請人は親子関係で申請内容に間違いはありません。

転用理由は、譲受人は現在共同住宅に住んでいますが、住まいが手狭となったことを機に父親に相談したところ、土地を提供してくれるということで、建築に賛同しました。

資金については、自己資金及び金融機関からの借入で対処するとの事です。

他の権利設定等はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については、都市計画法については事前協議が済んでおり、許可見込みとの回答を得ましたので、今月中に正式に申請するとの事です。

転用面積は350㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、周辺農地の影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は責任を持って対処するとのことです。以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

なお、本案の整理番号1につきましては、17番委員が借り手として申請しており、議事参与の制限に該当する案件となりますが、本日委員欠席のため、通常どおり議事を進行させていただきます。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。

議案書8ページの議案第10号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が6月14日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が2件で、面積は4,064㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

農地中間管理事業の農地貸借について説明いたします。

番号1～2（内容読み上げ）計2筆 4,064㎡

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程8 農業委員会に関する議案を議題とします。

議案第11号 令和3年度の活動の点検・評価の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の9ページお願いいたします。

議案第11号 令和3年度の活動の点検・評価の決定について、別紙のとおり定めたので委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。

議案書10ページ 議案第11号 別紙資料をご覧ください。5月の総会にてご説明

させていただきましたが、再度今回の議案の趣旨について簡単に説明させていただきます。

平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会は区域内の農地等の利用の最適化の推進及びその他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価の結果を、市のホームページで公表することとされております。このことに伴い、当市農業委員会につきましても、昨年度の点検・評価を決定し公表するものです。本議案につきましては、5月12日第2回農業委員会総会定例会にてご協議をいただいておりますが、総会后5月20日までに修正等のご意見がありませんでしたので、本案につきましては、正式な活動評価として決定してよろしいかお諮りするものです。内容につきましては5月の総会時と同じものになりますので、項目のみ読み上げをさせていただきます。

(項目の読み上げ)

議案第11号の説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第12号 令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の19ページお願いいたします。

議案第12号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。

初めに一点訂正がございます。議案書の21ページをお願いいたします。最適化活動の目標の①現状及び課題における集積率に誤りがありました。正誤表をお配りしましたのでご覧ください。集積率の欄に19%と記載されておりますが、正しくは18.6%になります。正誤表の2枚目に正しい資料を付けさせていただきましたので、差し替えをお願いいたします。申し訳ございません。

議案書20ページ 議案第12号 別紙資料をご覧ください。

本議案につきましては、議案第11号と同様に農業委員会は毎年度最適化活動の目標の設定等を決定し、市のホームページで公表する事とされているため、当市農業委員会

におきましても、令和4年度の最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものでございます。なお本年度から農林水産省の通知により様式が変更されており、先ほどの議案第11号と項目に違いがございます。本議案につきましても、5月の総会定例会にてご協議いただいておりますが、総会后5月20日までに修正等のご意見がありませんでしたので、本案につきましても正式な活動の目標として決定してよろしいかと諮りするものです。

内容につきましては、先ほどの訂正箇所以外は5月の総会時と同じものになりますので、項目のみ読み上げさせていただきます。

(項目の読み上げ)

議案第12号についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第13号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第13号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和4年6月13日提出。

議案書24ページ 議案第13号 別紙資料をご覧ください。

5月の総会にてご説明させていただきましたが、再度今回の議案の趣旨について、簡単に説明させていただきます。本案は農業委員会等に関する法律に基づき、平成28年度から農業委員会は指針を定めるよう努めることとされているため、本市農業委員会におきましても、農業委員及び推進委員の改選期であります3年ごとに検証、見直しを行うものでございます。本議案につきましても、5月の総会定例会にてご協議をいただいておりますが、総会后5月20日までに修正等のご意見がありませんでしたので、本案につきましても、正式な指針として決定してよろしいかと諮りするものです。内容につきましては、5月の総会時と同じものになりますので、項目のみ読み上げさせていただきます。

(項目の読み上げ)

議案第13号についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

事務局

(連絡事項)

1. 農業施策に関する要望事項について
 2. 農地利用状況調査について(別添資料にて説明)
- 説明は以上になります。質問等ございませんか。

7番委員

利用状況調査の担当地区はありませんが、地元の推進委員さんと一緒に回りたと思っています。背の高い雑草が繁茂したり草刈の形跡がない農地は赤字で記入となっており、農地以外に利用されている土地で山林、原野化しているものは青字で記入となっていますが、原野と背の高い雑草等との違いはどうしたら良いですか。

判断に迷った時、原野なのか、背の高い雑草が繁茂なのか、どのように見定めれば良いでしょうか。

事務局

灌木が生い茂っている等、原野か遊休農地かの判断に迷う場合には、一旦遊休農地として赤字で記入をお願いします。調査報告いただいた遊休農地等については、事務局でも現地を確認しますので、気づかれた点について、ご記入をお願いします。

20番委員

利用状況調査は全ての農地を見て回るのですか。これだけの面積があるので、かなり難しいのではないかと思います。

事務局

配布した地図の灰色で示した土地全てが調査の対象となります。

お手元に昨年度の委員さんが作成した地図もお配りしております。遊休農地で印を付けられた部分を見ていただく等参考にしていただき、可能な範囲での実施をお願いしたいと思います。

分からないことがありましたら、個別に事務局へお問い合わせいただければと思います。

4番委員

基本的には、担当地区は全部見て回るのでしょうか。これは我々の任務であり、出来る

ことは全うした方が良いでしょう。出来る、出来ないの問題ではないと思います。

事務局

基本的に調査範囲は決まっている中で、委員さんごとに地理的な部分の把握についてそれぞれ違いがあると思いますし、地域の広さ等も違いがあると思いますが、出来る限り調査をしていただければと考えております。

21番委員

活動記録簿への記入について、例えば6月に調査を行った場合、何枚か記入する形でよろしいですか。

事務局

活動記録簿は1枚で2日分になっており、複数日調査される場合はこの枚数も増えていくと思いますので、調査日数に応じた枚数をご提出お願いします。

21番委員

わかりました。

4番委員

その日ごとに書けば良いということでしょうか。

事務局

はい。

事務局

他にございますでしょうか。

暑い時期の調査となり大変ですが、熱中症や怪我、交通事故などごさいませんよう安全第一でよろしく願いいたします。

続きまして

3. 農地相談員について

4. 農業会議情報について

5. 次回総会 7月12日(火)午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長

その他の関係で事務局からの説明がありましたが、それぞれの担当区域の中で遊休農地等を調査していただき、事務局に提出していただければと思います。まずは安全第一でよろしく願いします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第3回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

7番

議事録署名人

8番
